

リーチサイト規制動向

2020年1月17日

SOFTIC判例ゼミ2019

第6回

そもそも リーチサイトとは？

- ...法改正を担う文化庁文化審議会の定義は

「自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト(いわゆるリーチサイト)」

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書
2019/2/5

(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohapyo/1413423.html)

なぜ改正が
議論されるのか

- 現行法で対応できないのか？

■ 公衆送信・送信可能化権侵害の検討

■ 著作権法第23条第1項

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

■ 著作権法第2条

7の2 公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（中略）を行うことをいう。

9の4 自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

9の5 送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（中略）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（中略）を行うこと。

■ 侵害コンテンツへの誘導は、公衆送信権侵害といえるか？

- →侵害コンテンツへ誘導する「URL」は、著作物の「送信」を行うものではない。

「ユーザーは、リンク元のウェブページ中に記述されたリンク先のウェブページの URL をクリックする等の操作を行うことにより、リンク先のウェブページを閲覧することになるが、この際、リンク先のウェブページのデータは、リンク先のウェブサイトからユーザーのコンピュータへ送信されるのであり、リンク元のウェブサイトに送信されるわけではなく蓄積もされない。即ち、リンクを張ること自体により、公衆送信、複製のいずれも行われるわけではないから、複製権侵害、公衆送信権侵害のいずれも問題にならないものと考えられる。」

経済産業省 電子商取引及び情報財取引等に関する準則 P146

<https://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180727001/20180727001-1.pdf>

同旨 中山信弘「著作権法〔第2版〕」252頁

■ ロケットニュース24事件(大阪地判H25.6.20)

2 争点1-2(公衆送信権侵害の有無)について

(1) 被告は本件動画を送信可能化したか

原告は、被告において、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックすると、本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態にしたことが、本件動画の「送信可能化」(法2条1項9号の5)に当たり、公衆送信権侵害による不法行為が成立する旨主張する。

しかし、前記判断の基礎となる事実記載のとおり、被告は、「ニコニコ動画」にアップロードされていた本件動画の引用タグ又はURLを本件ウェブサイトの編集画面に入力することで、本件動画へのリンクを貼ったにとどまる。

この場合、本件動画のデータは、本件ウェブサイトのサーバに保存されたわけではなく、本件ウェブサイトの閲覧者が、本件記事の上部にある動画再生ボタンをクリックした場合も、本件ウェブサイトのサーバを経ずに、「ニコニコ動画」のサーバから、直接閲覧者へ送信されたものといえる。

すなわち、閲覧者の端末上では、リンク元である本件ウェブサイト上で本件動画を視聴できる状態に置かれていたとはいえ、本件動画のデータを端末に送信する主体はあくまで「ニコニコ動画」の管理者であり、被告がこれを送信していたわけではない。したがって、本件ウェブサイトを運営管理する被告が、本件動画を「自動公衆送信」をした(法2条1項9号の4)、あるいはその準備段階の行為である「送信可能化」(法2条1項9号の5)をしたとは認められない。

■ リツイート事件(知財高判H30.4.25)

著作権侵害行為の主体が誰であるかは、行為の対象、方法、行為への関与の内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮して、規範的に解釈すべきであり、カラオケ法理と呼ばれるものも、その適用の一場面であると解される(最高裁平成23年1月20日判決・民集65巻1号399頁参照)が、本件において、本件リツイート者らを自動公衆送信の主体というべき事情は認め難い。本件リツイート行為によって、本件写真の画像が、より広い範囲にユーザーのパソコン等の端末に表示されることとなるが、我が国の著作権法の解釈として、このような受け手の範囲が拡大することをもって、自動公衆送信の主体は、本件リツイート者らであるということとはできない。

■ 著作権侵害の幫助該当性等の検討

- 公衆送信権侵害の直接の主体ではないとしても、権利侵害コンテンツにリンクを張る行為は、公衆送信権侵害の幫助と評価しうるのではないか？

■ ロケットニュース24事件(大阪地判H25.6.20)

(2) 幫助による不法行為の成否

ところで、原告の主張は、被告の行為が「送信可能化」そのものに当たらないとしても、「ニコニコ動画」にアップロードされていた本件動画にリンクを貼ることで、公衆送信権侵害の幫助による不法行為が成立する旨の主張と見る余地もある。

しかし、「ニコニコ動画」にアップロードされていた本件動画は、著作権者の明示又は黙示の許諾なしにアップロードされていることが、その内容や体裁上明らかではない著作物であり、少なくとも、このような著作物にリンクを貼ることが直ちに違法になるとは言い難い。そして、被告は、前記判断の基礎となる事実記載のとおり、本件ウェブサイト上で本件動画を視聴可能としたことにつき、原告から抗議を受けた時点、すなわち、「ニコニコ動画」への本件動画のアップロードが著作権者である原告の許諾なしに行われたことを認識し得た時点で直ちに本件動画へのリンクを削除している。

このような事情に照らせば、被告が本件ウェブサイト上で本件動画へリンクを貼ったことは、原告の著作権を侵害するものとはいえないし、第三者による著作権侵害につき、これを違法に幫助したものでもなく、故意又は過失があったともいえないから、不法行為は成立しない。

- ・著作権者の許諾のないアップロードであることを認識しながらリンクを張り続けた場合
- ・著作権者から指摘がきた後も何らの対応を行わなかった場合

には、公衆送信権侵害の幫助として著作権法違反となりうる可能性がある。

*** 一定の場合には、現行法でもリンク提供行為を侵害行為と捉えうる。**

■ もっとも...

「損害賠償請求が可能か否かについて、本小委員会における議論では、侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為のうち一定の悪質なものについては、当該行為が著作権侵害の 幫助として、又は単独に、損害賠償請求の対象となり得るとの意見が出された。

差止請求については、上記のようにリンク情報を提供する行為が公衆送信権侵害に該当しないと理解した場合、これを理由として差止請求を行うことは基本的には困難であると考えられる。仮にリンク情報の提供行為が公衆送信権侵害の幫助に該当するとした場合に差止請求が認められるか否かについては、これを肯定的に捉える意見があった一方で、これを否定的に捉える意見が多く示された。

刑事罰については、現行法における解釈に関しては、一定の悪質な行為については現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、第3節3.(2)でも述べるとおり、仮に幫助に当たる場合でも、実務上、正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられるとの意見も示された。」

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会報告書 2019/2/5

(https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1413423.html)

...公衆送信権侵害の幫助として対応することには多くのハードルがある。

- Cf. GS Media 事件判決 (EU司法裁2016.9.8判決)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62015CJ0160>

In contrast, where it is established that such a person knew or ought to have known that the hyperlink he posted provides access to a work illegally placed on the internet, for example owing to the fact that he was notified thereof by the copyright holders, it is necessary to consider that the provision of that link constitutes a 'communication to the public' within the meaning of Article 3(1) of Directive 2001/29.

The same applies in the event that that link allows users of the website on which it is posted to circumvent the restrictions taken by the site where the protected work is posted in order to restrict the public's access to its own subscribers, the posting of such a link then constituting a deliberate intervention without which those users could not benefit from the works broadcast (see, by analogy, judgment of 13 February 2014, Svensson and Others, C-466/12, EU:C:2014:76, paragraphs 27 and 31).

Furthermore, when the posting of hyperlinks is carried out for profit, it can be expected that the person who posted such a link carries out the necessary checks to ensure that the work concerned is not illegally published on the website to which those hyperlinks lead, so that it must be presumed that that posting has occurred with the full knowledge of the protected nature of that work and the possible lack of consent to publication on the internet by the copyright holder. In such circumstances, and in so far as that rebuttable presumption is not rebutted, the act of posting a hyperlink to a work which was illegally placed on the internet constitutes a 'communication to the public' within the meaning of Article 3(1) of Directive 2001/29.

同判決では、リンク行為自体が公衆送信権侵害となりうることを判示し、あわせて、営利目的でリンク行為を行った場合は、リンク先コンテンツが侵害コンテンツであると認識していたと推定するとし、原則として著作権侵害が成立するとした。

- 以上のような状況を踏まえ、国内法整備の議論がキックオフ

また、侵害コンテンツ本体を検索されにくくする一方で、消費者を侵害コンテンツに誘導する情報のみをインターネット上の目立つところに置くなど、法の網をすり抜けようとする悪質な侵害の態様も存在する。侵害コンテンツへの消費者のアクセスにおいて、リンクのみを集めて掲載するサイト(以下「リーチサイト」)は大きな影響力を発揮している。例えば、違法動画の視聴回数について、リーチサイト経由の動画は、リーチサイトにリンクが掲載されていないものに比べ、60倍以上多いという調査結果もある。このようなリーチサイトは、現在の著作権法上、明確に侵害と言い切れないため、削除要請を行っても対応がなされないなど、現行制度では措置が難しい事態が生じている。さらに、リーチサイトが海外に設置されたサーバーに置かれているケースも多く、対応を一層困難にしている。

このように、海外のサーバーから日本市場に侵害コンテンツを発信することで利得を得たり、侵害コンテンツへの消費者のアクセスを誘導することにより広告収入を得るなど、国境を越えて往来するインターネット上の知財侵害実態として、コンテンツ産業に多大な影響を与える悪質な行為が見受けられる。

次世代知財システム検討委員会報告書(2016) P39～

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf

②リーチサイト対策について

侵害コンテンツ本体と、消費者を侵害コンテンツに誘導するリーチサイトが 別々に設置、運営されていることで、侵害コンテンツが拡散しやすいという実態 が存在する一方で、現状、リーチサイトに対し有効な措置を講じられないとの問 題がある。

リーチサイトは侵害コンテンツを直接保有・発信等していないため、現行著作 権法上、著作権侵害として法的措置を取れるかどうか必ずしも明確になっていない。このため、現状として、リーチサイトに対し削除通知を出しても、リンク を削除せず無視されるケースが多く見られる。また、検索エンジン提供者に対し、検索結果からの非表示要請を行っても、違法性が明確ではないため対応がなされないと報告がある。

極めて悪質なリーチサイトが侵害コンテンツの違法流通に現に大きな役割を 果たしている一方で、法的根拠が不明確であるために実効的な措置が取れないという状況に鑑みれば、リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの一定の誘導 行為については、法的措置が可能であることを明確にすることを含め、法制面での対応など具体的な検討を進めることが必要である。その際、法的対応の具体的な方法については、みなし侵害規定の整備によることも考えられるとの意見があった。

検討に際しては、法的対応がなされるべき行為の範囲について、その悪質性等 を踏まえた検討を行うことが求められる。また、情報を紹介するのみ、単にリンクを張るのみといった行為は基本的に著作権侵害に該当しないというこれまでの考え方との関係を含め、言論・表現活動の自由とのバランスに留意することが 必要である。

法的対応がなされるべき行為の範囲については、「営利目的」(営利性)、「大量に」(大量性)、「業として」(継続性)の観点から一定の限定をする案や、軽微なものは除き、警告しても止めないような悪質なものが対象となるよう、「侵害コンテンツを拡散する目的をもって」、「侵害コンテンツであることの情を知って」という要件を付す案、非親告罪化の対象を参考に、市販されている著作物であること、それを原作のまま利用する行為であること、著作権者の権利を不当に害 するようなものであること、といった要件を付す案などが挙げられた。

なお、デジタル・ネットワーク環境において、悪意あるリーチサイトを排除す る一方で、正規版に導くサイトが消費者に発見されやすくしていくことが重要 である。

次世代知財システム検討委員会報告書(2016) P39～

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/jisedai_tizai/hokokusho.pdf

- 知財推進計画2018(H30.5)

リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる。

- 時事通信 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2019012501194&g=soc>

「リーチサイト」規制へ刑事罰＝ダウンロードも対象拡大－文化審

2019年01月25日18時46分

文化審議会の著作権分科会法制・基本問題小委員会は25日、海賊版サイトにインターネット利用者を誘導する「リーチサイト」を規制するため、刑事罰を設けることなどを盛り込んだ最終報告案をまとめた。違法ダウンロードについても、罰則対象を漫画などに拡大する。政府は28日召集の通常国会に著作権法改正案を提出する方針。

漫画などが違法にアップロードされたサイトにリンクを張るリーチサイトには、海賊版のデータそのものは掲載されておらず、摘発が困難だった。

新たな刑事罰は、リーチサイトやスマートフォン向け「リーチアプリ」の運営のほか、海賊版サイトにリンクを張るなどの情報提供行為も対象とする。罰則は懲役3年以下から5年以下などの範囲で検討する。民事上も、リンク情報を差し止め請求権の対象とする。

違法にアップロードされた著作物のダウンロードに関しては、刑事罰の対象を現行の音楽や映像に加え、漫画など「著作物全般」に拡大するとした。

■ 2019年著作権法改正最終案

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_12.pdf

■ 第113条第2項

送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの(以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。)の提供により侵害著作物等(著作権(第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。)、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。)の他人による利用を容易にする行為(同項において「侵害著作物等利用容易化」という。)であつて、第一号に掲げるウェブサイト等(同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。)において又は第二号に掲げるプログラム(次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。)を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 次に掲げるウェブサイト等

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等(以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。)の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

二 次に掲げるプログラム(略)

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

第113条第2項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

※緑字部分：手段、赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（侵害とみなす行為）

いわゆるURL

「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や
「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など

第百十三条（略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により侵害著作物等（著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、第一号に掲げるウェブサイト等（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は第二号に掲げるプログラム（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リーチサイト(1号)・リーチアプリ(2号)
(※)次ページ参照

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

第113条第2項第1号

一 次に掲げるウェブサイト等

リーチサイト

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

第113条第2項第2号

二 次に掲げるプログラム

リーチアプリ

イ・ロ（略） ※リーチサイトと同様であるため、省略

■ どのような侵害行為を想定しているか

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/03/pdf/91979301_02.pdf - P12

条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

＜第113条第2項第1号イのイメージ＞

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

今なら無料で読み放題！！
ここをクリック↓↓↓↓

利用を促す文言
の表示



侵害コンテンツAのURL

侵害コンテンツBのURL

侵害コンテンツCのURL

(あらずじ...〇〇は××で△△)

URLの強調

＜第113条第2項第1号ロのイメージ＞

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

- 1. 匿名X
[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓]
www.◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ (侵害コンテンツのURL)
www.×××.×××.××× (正規コンテンツのURL)
- 2. 匿名Y
[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓]
www.●●●●●●●●●● (侵害コンテンツのURL)
www.▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲ (侵害コンテンツのURL)
- 3. 匿名Z
>1、2 本当に見られた！

■ リーチサイトの「場を提供する」だけの者は？

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/03/pdf/91979301_02.pdf - P13

条文解説（リーチサイト関係）【リンク提供を放置する行為のみなし侵害化】

第113条第3項：リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

※緑字部分：主体、青字部分：主観要件、赤字部分：規制対象行為

（侵害とみなす行為）

第百十三条（略）

リーチサイト運営者 + リーチアプリ提供者

①リンク提供の事実を知っており、かつ、②リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

2（略）

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の公衆への提示を行つている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの公衆への提供又は提示を行つている者が、当該ウェブサイト等において又は当該プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われていることを知つている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知つている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンクを削除することができるにもかかわらず、削除せず放置する行為

- ITmedia <https://www.itmedia.co.jp/news/articles/1903/13/news065.html>

違法ダウンロード規制拡大法案、今国会提出見送り リーチサイト規制も

2019年03月13日 10時49分 公開

[岡田有花, ITmedia]

無許諾でアップロードされたコンテンツのダウンロードを私的利用でも違法とする範囲を、漫画や論文などあらゆるコンテンツに拡大する政府の著作権法改正案について、自民党は3月13日、今通常国会での法案提出を見送ることを決めた。自民党衆院議員の古屋圭司氏がTwitterで速報したほか、各紙が報道した。

法案に盛り込まれていたリーチサイト規制も同時に先送りされる。ネットでは、リーチサイト規制にも批判が出ている。

[朝日新聞のネット版](#)によると、党の文部科学部会と知的財産戦略調査会の幹部が会合を開き、文化庁に法案の再検討を求めており、文化庁は臨時国会に向けて法案を練り直すという。

違法ダウンロード規制拡大をめぐるっては、日本漫画家協会や日本建築学会などクリエイター団体や法律の専門家などから反対意見が出ていることを踏まえ、党が慎重な対応を決めた形だ。

法案では、著作権侵害コンテンツに誘導するリーチサイトの提供を著作権侵害とみなし、非親告罪の対象になるとも定めていた。この内容についてネットでは、「違法なアニメアイコンのアカウントのリンク集や剽窃論文の一覧リンク集を作ると逮捕される可能性がある」「被害者による告訴が不要な非親告罪のため、警察の摘発点数稼ぎに使われる恐れがある」などの[批判が起きている](#)。

■ 法案に対して提示された意見

■ 「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」結果

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_05.pdf

懸念

- ・海賊版と無関係の、以下のようなサイトも条文上みなし侵害となりうるのではないか
 - ・引用の要件を満たさないニュースまとめサイト等のリンク集
 - ・剽窃論文のリンク集
 - ・素材をライセンス違反して利用しているスライド等のリンク集
 - ・ライセンス違反のソフトウェアをダウンロードできるリンク集
 - ・著作者の許諾を得ていないアニメアイコンのツイッターアカウントのリンク集

修正意見

- ・親告罪とすべき
- ・海賊版対策と直接関係しないサイトを対象範囲から除外すべき
- ・リーチサイトの定義を明確化すべき
- ・「原作のまま」という要件を付すべき
- ・「権利者の利益を不当に害するもの」という要件を付すべき
- ・対象著作物をマンガ・アニメ・ゲーム・雑誌や有償のものに限定すべき
- ・「著作物の全部または相当部分」という要件を付すべき
- ・運営者が広告収入など利益を得る目的で侵害を促進している場合に限定すべき

その他

- ・プラットフォーム・サービスの提供者等には基本的に今回の規制が及ぶものでないという理解で良いか

- 読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/culture/20190925-OYT1T50278/>

海賊版リーチサイト規制、法整備迅速に...漫画家・出版業界が声明

2019/09/25 18:29

漫画などを無断掲載する「海賊版サイト」対策を巡り、日本漫画家協会と、出版業界でつくる出版広報センターは25日、海賊版と知りながらダウンロードする行為の違法化や、海賊版サイトに誘導する「リーチサイト」の規制のための法整備について「迅速になされることを願う」とする声明を連名で発表した。

同協会は、ダウンロード違法化の議論が行われていた今年2月、対象行為を、原作をまるごとダウンロードした場合などに絞り込むよう求める声明を出していた。今回の声明では、2月の声明は法整備を不要とする趣旨の表明ではなかったとしたほか、対象行為についても、2月の声明で示した要件設定にこだわらず、「他のより良いアイデアも柔軟に採り入れながら法整備が実現することを願ってやみません」としている。

■ 侵害コンテンツのダウンロード違法化等に係る制度設計・論点(案)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_10.pdf

→上記各パブリックコメントに示された点について、要検討事項として論点化された

■ 侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会

日程

- 第1回 2019/11/27
- 第2回 2019/12/18
- 第3回 2020/1/7

■ 第三回検討会(2020/1/7)

- 「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめ(案)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/03/pdf/91979301_01.pdf

<概要>

○ 規制対象となるリーチサイトの範囲等について既に十分な絞り込みが行われており、その他の要件追加を行う必要はないとの認識が共有された。

○ リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更することが了承された。

○ 自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には基本的に今回の規制が及ばないという認識が共有されたが、その旨を条文上明記すべきか否かについては、賛否双方の意見があった(附則に配慮規定を置くという提案もあった)。

検討会中、併せて検討されていたダウンロード違法化については議論がまとまらない箇所があったものの、リーチサイト規制に関しては、草案に大きな異論は提出されず、刑事罰が親告罪化すること以外に修正は入らなかった。

■ 今後の予定

議論がスムーズにいけば、2020年通常国会にて、法案再提出

→今後の議論の行方を注視していきたい。

以上

■ 議論のポイント

- リーチサイト規制の立法による解決は必要か
 - ・公衆送信権侵害を行っている主体さえ取り締まればよい、規制範囲を拡大する必要はない
という意見をどう考えるか
 - ・本件のようなサイトで、公衆送信権侵害の主体を摘発することは可能か
- 改正案に対して寄せられたパブリックコメントについて、どう考えるか
- (追加テーマ) 名誉棄損コンテンツ・児童ポルノへのリンク誘導等、他の違法有害情報への誘導行為の取り締まりとのバランスをどのように考えるか
 - ・名誉棄損については、発信者情報開示訴訟等で、URL掲載で名誉棄損を認めた事例がある。
また、Twitterのリツイートについても名誉棄損を認めた事例がある。
 - ・児童ポルノについては、URL掲載でも公然陳列にあたりと判断された事例がある。